

犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査について①

背景

犬猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親等から引き離した場合、適切な社会化がなされず、特に犬では、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされている。

(5) 犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

(前略) 犬と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期として、生後6週齢(42日齢)から8週齢(56日齢)までの間である等の報告があることに加え、イギリスやアメリカの一部の州では8週齢未満の犬の流通・販売等が禁止されている。

こうした科学的知見や海外における規制の現状を踏まえると、具体的数値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組強化が必要である。(中略) 具体的日齢については、ペット事業者の団体が目指している45日齢、科学的根拠(ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果)のある7週齢(49日齢)、海外に規制事例のある8週齢(56日齢)に意見が分かれている。

<動物愛護管理のあり方検討報告書抜粋>

(平成23年12月 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会)

平成24年に議員立法により法改正(施行日:平成25年9月1日)

【動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)(抜粋)】

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第22条の5 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

<附 則(平成24年9月5日法律第79号)抄>

第7条 施行日から起算して3年を経過する日までの間は、新法第22条の5中「56日」とあるのは、「45日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第22条の5中「56日」とあるのは、「49日」と読み替えるものとする。

【経過措置状況(概要)】

(法改正以前)
健全な育成及び社会化を推進するため、適切な期間、親兄弟とともに飼養・保管

(平成25年9月1日～平成28年8月31日まで)
生後45日以内の犬猫の繁殖業者からの引渡し等の禁止

(平成28年9月1日から)
生後49日以内の犬猫の繁殖業者からの引渡し等の禁止

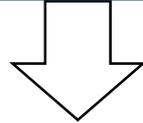
(別に法で定める日から)
生後56日以内の犬猫の繁殖業者からの引渡し等の禁止

犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査について②

目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）附則第7条3項において、以下を勘案して検討することと定められている。

- 犬猫等販売業者の業務の実態
- マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い
- 犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況
- 犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等



<犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査検討会>

- 平成25年度から、専門家、事業者、関係団体からなる検討会で、調査手法等を検討
- 調査手法**
 - 犬 サーベル博士が開発した行動解析システム「C-barq^{※1}」による飼い主アンケートによる評価
 - 猫 「C-barq」をアレンジした解析方法による飼い主アンケートによる評価

※1 飼い主のアンケート結果（100問程度）を統計解析することによって、行動特性を数値化し評価するシステム

※多数の一般飼い主のアンケート結果を統計学的に処理すれば、専門家による評価と結果は変わらない。
- サンプル収集方法**
 - 現状に近いデータを確保するため、
⇒国内流通の主流をなすペットショップ販売の犬・猫を対象
 - 親兄弟から引き離された時期による影響を検証するため、
サンプル数が少なくても比較調査できるようにするため、
⇒飼育環境に大きな差が無いペットショップの協力を得て実施

犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査について③

手法

<調査方法>

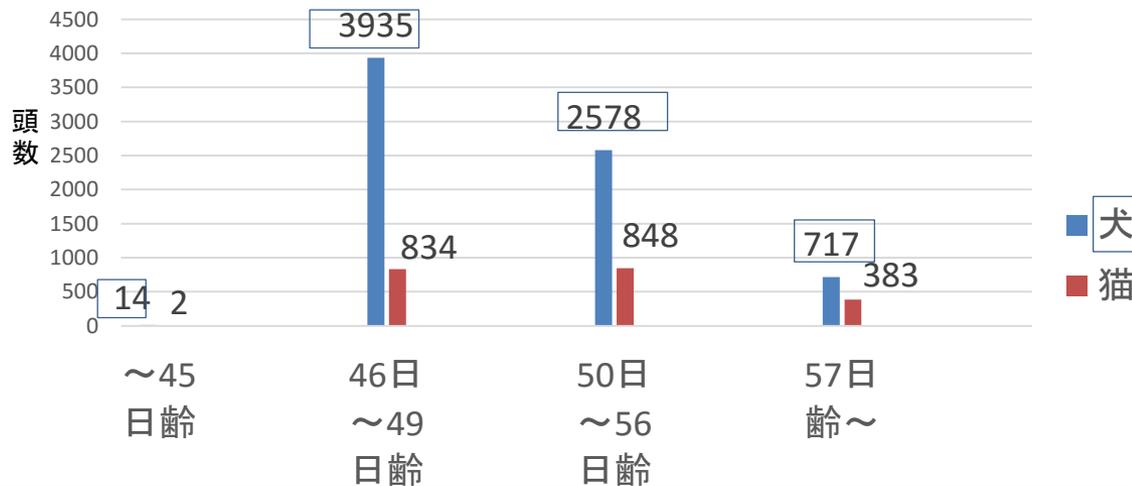
- 5事業者約180店舗の協力を得て、ペットショップを通じて販売された犬猫の飼い主に協力を依頼。
繁殖業者（106事業者）が経営するペットショップを通じて販売された犬猫の飼い主に協力を依頼。
（※57日齢以上のサンプルを確保するため、28年度のみ実施）
- 約半年程度飼育された後に、協力者にアンケートを送付
- 回収したアンケートから、ペットの疾患、記載不備等のアンケートを除いたサンプルで解析



<結果（協力者数）>

- 平成25～29年度の間に**犬猫購入者9311人（犬7244頭、猫2067頭）**の協力者を確保。

協力者の日齢別犬猫頭数内訳



5事業者180店舗
9122人（犬7080頭、猫2042頭）
繁殖業者（106事業者）約30店舗
189人（犬164頭、猫25頭）

犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査について④

手法

<結果（アンケート送付・回収率）>

- 協力者9311名の内、宛先不明の85人を除いた9226人にアンケートを送付
- 回収率は、**62.7%（犬4441頭、猫1347頭）**

年度	アンケート実施機関	発送数			返却数			返却割合		
		犬	猫	合計	犬	猫	合計	犬	猫	合計
2014	合同会社Symbio	269	45	314	80	16	96	29.7%	35.6%	30.6%
2015	合同会社Symbio	2355	564	2919	1428	371	1799	60.6%	65.8%	61.6%
2016	麻布大学伴侶動物学研究室	2523	776	3299	1626	508	2134	64.4%	65.5%	64.7%
2017(10/12まで)	麻布大学伴侶動物学研究室	2037	665	2702	1307	452	1759	64.2%	68.0%	65.1%
総合計		7184	2050	9234	4441	1347	5788	61.8%	65.7%	62.7%

<結果（解析）>

○解析対象サンプル数

回収したアンケートから、ペットの疾患、記載不備等のアンケートを除いた**犬4033頭、猫1194頭**を解析
 <週齢内訳>

	46～49日齢	50～56日齢	57～68日齢	合計
犬	2224	1432	377	4033
猫	481	500	213	1194

<アンケート内訳>

	回収数	除外数
犬	4441	408
猫	1347	153

○解析

親等から引き離した日齢等と問題行動の関係を一般化線形モデルと重回帰分析により解析

犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査について⑤

手法

補足調査<ペットショップ・ブリーダー飼育環境アンケート調査>

<目的>

C-barq調査を補足するため、ペットショップ及びブリーダーの飼育環境（親等から引き離した日齢以外の要因）が関係していないか調査すること。

<ペットショップ飼育環境アンケート>

実施者：麻布大学・全国ペット協会

対象者：C-BARQアンケート回答者に犬猫を販売したペットショップ
※ブリーダーが運営するペットショップは除く。

調査時期：7月

設問数：28問

送付数：187店舗（※閉店した店舗は除く）

回収数：187店舗（100%）

<ブリーダー飼育環境アンケート>

実施者：麻布大学・全国ペット協会

対象者：上記ペットショップ及びC-BARQアンケート回答者に犬猫を直接販売したブリーダー

調査時期：10月～11月

設問数：58問

送付数：1621業者（※廃業した業者等は除く）

回収数：262業者（約16%）

犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査について⑥

検討経緯

調査結果をもとに幼齢個体を親等から引き離す時期と問題行動の関係について評価する検討会を設置

<幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会>

○検討委員（敬称略）

加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科准教授
武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
西村 亮平（座長）	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
細井戸 大成	前公益社団法人日本獣医師会理事

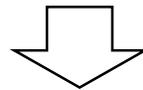
○スケジュール

第1回検討会（平成29年9月27日） C-barq等による中間解析（犬2501頭、猫1113頭）

第2回検討会（平成29年12月15日） C-barq等による最終解析（犬4033頭、猫1194頭）

ペットショップ、ブリーダー飼育環境アンケート

※有識者としてジェームス サーペル教授（C-BARQ開発者）も出席



検討結果とりまとめ